

様式第二十六(第十五条及び附則第二条第六項関係)(日本産業規格A列7番)

(表)

年	月	日	交付第	号(	年	月	日	限り有効)			
職		名		氏		名		生	年	月	日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第2項において準用する同法第17条第2項又は同法附則第3条第11項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第21条 所管行政庁は、第19条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第17条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第3条

10 所管行政庁は、第3項、第4項及び前項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

11 第17条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。